

放課後児童対策等事業「堺っ子くらぶ」における間食の誤提供について

堺市立小学校1校の放課後児童対策等事業である「堺っ子くらぶ」（受託者：株式会社セリオ）において、間食提供時に、賞味期限の過ぎたスナック菓子を7名の児童に提供する事案が以下のとおり発生しました。

なお、現時点で児童の健康被害の報告は受けておりません。

このような事態が発生し、児童及び保護者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案経過

令和4年7月25日（月）、当該事業において間食のスナック菓子を17名の児童に提供しました。翌7月26日（火）、前日（25日）に当該事業を欠席した児童に間食を渡す際に、7月11日の賞味期限のものが3袋混入していることを指導員が発見しました。そこで、同指導員が前日の廃棄物を調べたところ、当該事業で廃棄された喫食済みの包装袋から、7名の児童に賞味期限切れの間食を提供していたことが判明しました。

2 発生原因

放課後子ども支援課が各運営事業者へ通知した「堺市放課後児童対策等事業 安全管理の手引き」において、間食提供前には複数人で賞味期限の確認を行うよう定めています。しかし、当該事案に係る賞味期限の確認は、指導員が1人で、また、個別包装のスナック菓子がパックになった複数の大袋のうち一つのみを行っただけであり、確認が不十分でした。

3 判明後の対応

- ・運営事業者から間食を提供した全ての児童の保護者に対して、経過説明と謝罪を行いました。また、健康被害のおそれがある場合にはすぐに当該ルームの指導員に連絡するよう伝達しました。
- ・市教育委員会事務局 放課後子ども支援課から、当該運営事業者を含む、堺市内で放課後児童対策等事業を運営する全ての事業者に対し、現在保管している間食について、賞味期限を再度確認し、賞味期限が切れているものについては確実に廃棄するよう指示しました。

4 再発防止策

放課後児童対策等事業を運営する全ての事業者に対し、以下の点について指導を行い、再発防止を徹底します。

- ・間食の検品を確実にすること。
- ・喫食するまでの間、賞味期限が確実に把握できるよう保管方法を再度見直すこと。
- ・児童への提供前に賞味期限の再確認を徹底すること。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課 電 話: 072-228-7491 フ ァ ッ ク ス: 072-228-7009
----------------------------	---